

【賃金要件・資格等手当要件 事業主様向け Q&A 正誤表（令和5年12月5日時点）】

ページ	該当箇所	誤	正
P. 1 P. 3	Q4	<p><u>通常分の支給申請後</u>、対象労働者（訓練を受講した者）の全員または一部が、自己都合等で離職した場合は、</p>	<p><u>賃金増額後3か月が経過した後に</u>、対象労働者（訓練を受講した者）の全員または一部が、自己都合等で離職した場合は、</p>
P. 3～4	A4	<p>解雇等事業主都合により一部又は全部の対象労働者の賃金が増額されていない場合は、加算の対象になりません。</p> <p><u>一方で</u>、自己都合退職等事業主の責めに帰さない理由により一部の対象労働者の賃金が増額できなかった場合については、加算対象となります。</p> <p>例えば、<u>訓練対象者3名</u>のうち、1名が自己都合退職していた場合であっても、<u>残りの2名</u>について要件を満たす賃金の増額がされていれば、<u>既に支給された助成額（経費助成、OJT実施助成及び賃金助成（この事例の場合は3名分の賃金助成））</u>について加算の対象となります。</p>	<p>解雇等事業主都合により一部又は全部の対象労働者の賃金が増額されていない場合は、<u>対象労働者全員分について</u>、加算の対象になりません。</p> <p><u>ただし</u>、自己都合退職等事業主の責めに帰さない理由により一部の対象労働者の賃金が増額できなかった場合については、加算対象となり<u>得</u>ます。</p> <p>例えば、<u>賃金増額後3か月が経過した後に</u>、対象労働者3名のうち1名が自己都合退職していた場合は、<u>退職者も含めて3名分について</u>要件を満たす賃金の増額がされていれば、<u>3名分の助成額（経費助成、OJT実施助成及び賃金助成）</u>について加算の対象となります。</p> <p><u>一方で</u>、<u>賃金増額後3か月が経過する前に</u>、対象労働者3名のうち1名が自己都合退職した場合は、<u>残りの2名について</u>要件を満たす賃金の増額がされていれば、<u>2名分の助成額について</u>加算の対象となります。</p>